

平成 26 年 2 月 17 日

新たな地域支援事業に対する基本的な考え方

新地域支援構想会議

昨年 12 月 20 日、介護保険部会より「介護保険制度の見直しに関する意見」が提出され、現在、厚生労働省において、具体的な施策づくりが行われているところである。この時期にあたり、本会議は、助け合い活動をすすめてきた団体の立場から、新たな地域支援事業のあり方について、基本的な考え方を以下の通り表明することとしたい。なお、現在、具体的な展開方法について、検討を行っているところであり、追って、提案することとしたい。

1. わが国では、家族機能の低下、地域社会におけるつながり・支え合いの機能の脆弱化がすすみ、人間関係の希薄化が問題となっている。このような中、「社会的孤立」の状態となり、複雑かつ深刻な生活課題、福祉ニーズを抱える人びとが増えている。しかし、分野ごとに発展してきたわが国の公的な福祉制度だけでは、これらの課題・ニーズに応えるのは困難であり、住民・市民は、助け合いの理念にもとづく支援の仕組みを自らつくりあげてきた。私たちは、この助け合い活動について、公的福祉制度の代替ではなく、活動を通して孤立している人びととつながり、その人と地域社会とのつながりを回復するという、住民・市民自身の活動であるからこそ可能な固有の働きを持っていると考えている。
2. 今回の地域支援事業の改編による要支援認定者のニーズへの対応も、単なる家事援助にとどまらず、地域社会との関係の回復・維持の働きかけを行うことが重要である。したがって、新たな地域支援事業は、住民・市民が主体的に担う助け合い活動がきわめて重要な役割を果たすと考えられ、訪問介護、通所介護については、専門職が対応すべきものは別として（5 参照）、基本的には、助け合い活動に移行すべきと考える。過渡的な対応が必要な場合においても、助け合い活動を拡充し着実に移行できるよう配慮することが必要である。
3. 地域社会の助け合いを基本とする活動は、要支援等の高齢者のみに限定することは不可能であり、子ども、障害者も含め、福祉制度の分野にかかわらず、幅広く対応している。したがって、新たな地域支援事業もできる限り幅広く対象にすることが必要である。
4. 助け合い活動は、ホームヘルプサービス、食事サービス、移動サービス、外出支援、買い物支援、通いの場・交流の場（サロン、居場所、コミュニティカフェ等）、見守り・支援、安否確認など、幅が広い。また、無償、有償・有料、地域通貨、ポイント制などの形態もさまざまである。いずれも、積極的に位置づけ、地域社会づくりと合わせ、その総合的な推進をはかることが必要である。その中には、高齢者等支援を要する人びと自身も活動に参加するということが含まれ、自身が利用者でもあり、担い手でもあるという考え方方が重要である。

5. 一方、専門職によるサービスの確立も必要である。とりわけ、自らの生活管理が困難な人、地域社会との関係構築が難しい人に対するサービスが重要となると考えられる。なお、このことは、助け合い活動に専門性がないということを意味しているのではない。専門職によるサービスは、専門職としての価値観、理念をベースに展開されるものであるのに対し、助け合い活動は、助け合いの価値観、理念をベースに、専門的技術が付加して展開されるものであると考えている。
 6. 助け合い活動は、自主性、主体性が重要であるが、運営基盤にかかる費用に対しては、助成を行う仕組みをつくることが必要である。
 7. 介護保険部会で提案されたコーディネーターは、従来、各団体が配置してきたコーディネーターと混同される恐れがあるので、その機能にふさわしい名称とする必要がある。機能として考慮すべきものは次のようなものであり、この機能発揮により、地域における助け合い活動の発展をはかることが期待される。
 - ・社会資源・サービスの開発
 - ・地域の助け合い活動団体（福祉活動組織、地縁団体）のネットワーク化、協働の推進
 - ・助け合い型の生活支援サービスに対する理解づくりや活動者の育成
 - ・自治体、地域包括支援センターなど公的機関、介護保険事業者等との連絡調整（対等な立場での役割発揮）
 - ・地域支援の取組みの計画化、提言
- コーディネーターは、助け合い活動の諸団体に支えられ、助け合いという価値観を共有できる人が望ましく、当該地域の助け合い活動の中から、これにふさわしい人が生まれる環境をつくることが必要である。
- そして、地域の助け合い活動団体に支えられて活動する仕組みをつくることが重要である。

新地域支援構想会議構成団体

公益財団法人 きわやか福祉財団
認定特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会
住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会
一般社団法人 シルバーサービス振興会
特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人 全国老人給食協力会
公益財団法人 全国老人クラブ連合会
宅老所・グループホーム全国ネットワーク
特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク
一般財団法人 長寿社会開発センター
認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター
日本生活協同組合連合会